運営指導の流れ（事前準備～指導終了後まで）

【実施通知】

•郵送にて通知します。別紙に記載してある書類の準備をお願いします。様式については、市ホームページよりダウンロードしてください。

指導日の約10日前

【事前書類の提出】

•事前書類の提出をお願いします。個人情報の関係があるため、持参もしくは郵送でのご提出をお願いします。

指導日

【運営指導】

•管理者および関係者（生活相談員等※居宅介護支援事業所の場合は、居宅介護支援専門員）の立会いをお願いします。利用者対応等で外出する場合は、ご相談ください。

指導日の約1か月後

【結果通知】

•文書にて結果を通知します。口頭にて指摘事項の内容を説明をする場合がありますので、その際は、ご来庁をお願いします。

指導日の約2か月後

【改善報告】

•指摘事項についての改善報告をご提出願います。持参もしくは郵送でのご提出をお願いします。

点検後

【返還報告（返還が発生した場合】

•自己点検後、国民健康保険団体連合会へ過誤申立てをしていただきます。確定後、返還報告をお願いします。その際は、事前に連絡のうえ、持参もしくは郵送でのご提出をお願いします。